

「肝炎ナビゲーションシステム」の運用はじまる

鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会

■ 日 時 平成30年9月6日（木） 午後2時15分～午後3時40分

■ 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町

■ 出席者 31人

渡辺健対協会長、岸本委員長

芦田・植木・岡田・岡野・孝田・陶山・瀬川・高橋千晶・谷口・藤井・

前田和範・前田直人・松田・的野・満田・村脇・安田・山下各委員

オブザーバー：藤原米子市課長補佐、河上岩美町主任

古谷智頭町副主幹、山下八頭町主任

県健康政策課がん・生活習慣病対策室：高橋室長、山本課長補佐

尾田課長補佐、南 研修生

健対協事務局：谷口事務局長、岩垣課長、神戸係長

【概要】

- ・平成30年度より新規事業として、「鳥取県肝炎医療コーディネーターの養成及び活動に関する要綱」が制定され、本年9月8日（米子）、9月9日（鳥取）で研修会が開催される。また、肝炎情報センターにおいて、本年7月9日から、肝炎医療に係る総合的な案内が行える「肝炎ナビゲーションシステム」が運用開始された。
- ・鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関登録実施要綱の登録基準のうち、腹部エコーの臨床例に係る基準について、提出された案を胃がんの事例を参考に一部修正のうえ、改正することとなった。

【提出した改正案】

- (1) 臨床例が年間200例以上
- (2) 最近5年間で500件以上の検査の実績があること。
- (3) 検者が、超音波医学会認定超音波専

門医（腹部または総合）又は超音波医学会認定超音波検査士（腹部）であること。

⇒ (1)～(3)を満たさない場合に、(4)として、部会等の長及び地区医師会の代表の委員が十分な実績があると認める旨の内容を追加する。

- ・鳥取県発見肝臓がん確定調査実施要領の一部改正について

「肝臓がん発見患者個人票」（様式第1号）について、死因が判別できるよう、「13 予後」欄中、「死因（ ）」の部分、次の区分で記載するよう改正することとなった。

- ・「肝がん死」 ・「肝がんを除く肝関連死」
- ・「他病死（ ）」

挨拶（要旨）

〈渡辺会長〉

私は、この6月に、県医師会の会長と健康対策協議会の会長を拝命することとなった。

本日は、岸本専門委員長をはじめ、専門分野の先生方にご参集いただき、活発な議論、ありがとうございました。13ある専門委員会の中でも、具体的な政策につながるような議論を頂いたり、県民の健康福祉に直結するような、色々なデータの収集とか、県福祉保健部と協働して、色々な事業につながったりしている委員会である。本日の議論を踏まえて、県民の健康福祉が加速できればと思っている。

〈岸本委員長〉

ご多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の未明に、北海道で発生した大地震において、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

限られた時間で、盛りだくさんの議題が準備されているが、ご審議のほど、願います。

報告事項

尾田県健康政策課がん・生活習慣病対策室課長補佐

1. 鳥取県肝疾患専門医療機関の指定について

平成27年10月（日野病院は平成28年8月、岡本医院は平成29年9月）に指定した肝疾患専門医療機関の指定期間が本年9月30日に満了となったことにより、再選定について肝炎対策協議会において協議し、現行の専門医療機関と同じ医療機関の指定が承認されたことが報告された。

2. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

国の「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」が本年12月から開始することに伴う本県での助成開始及び医療機関の指定の考え方について報告さ

れた。

【指定医療機関の指定の考え方】

- ・拠点病院及び肝疾患専門医療機関（入院医療が可能な医療機関）
- ・有床医療機関のうち指定の意向があった医療機関（婦人科、眼科、耳鼻咽喉科については別途各々の医師会等に確認のうえ必要に応じて意向確認を行う）
- ・肝疾患専門医療機関からの転院先医療機関には個別に意向確認

3. 「鳥取県肝炎治療特別促進事業実施要綱」の一部改正について

「鳥取県肝炎治療特別促進事業実施要綱」の一部が改正されたことについて報告された。

【改正概要】

- ・平成30年3月30日付改正

鳥取市の中核市移行に伴い、従来、鳥取県東部福祉保健事務所が行っていた業務を鳥取市保健所で行うこととなったことによる改正。

- ・平成30年5月31日付改正

B型慢性疾患に係るインターフェロン治療について、インターフェロン製剤（ペグインターフェロン製剤を除く）による治療に続いて、ペグインターフェロン製剤による治療を受けて不成功であったものは、再度ペグインターフェロン製剤による治療を受ける場合において、その治療に対する助成を認める。

4. 「鳥取県肝炎ウイルス精密検査費助成事業実施要綱」の一部改正について

「鳥取県肝炎ウイルス精密検査費助成事業実施要綱」の一部が改正されたことについて報告された。

- ・平成30年3月30日付改正

鳥取市の中核市移行に伴い、従来、鳥取県東部福祉保健事務所が行っていた業務を鳥取市保健所で行うこととなったことによる改正

等。

・平成30年5月31日付改正

国の取り扱いの改正に伴い、初回精密検査における血液化学検査の内容からZTTが削除、定期検査における患者からの提出書類の一部省略。

※医師の診断書の省略について、県で再確認の上別途報告予定。

5. 「鳥取県肝炎ウイルス医療機関検診事業実施要綱」の一部改正について

鳥取市の中核市移行に伴い、従来、鳥取県東部福祉保健事務所が行っていた東部医師会との契約を鳥取市で行うこととなったことによる改正(H30.3.30付)。

6. 平成29年度肝炎ウイルス検査の結果について

保健所においては、平成29年度実績はB型肝炎検査127件、C型肝炎検査132件で、そのうちB型陽性者が5人で、陽性率は3.9%、C型陽性者が0人であった。

医療機関においては、平成29年度実績はB型肝炎検査309件、C型肝炎検査311件で、そのうちB型陽性者が5人で、陽性率は1.6%、C型陽性者は2人で、陽性率は0.6%であった。

県・市町村が実施する肝炎検査で陽性と判定された方を対象に、医療機関で初回の精密検査の費用の助成を受けた方は、平成29年度は、26人であった。

肝炎定期検査費用(年2回を限度)助成を受けた方は、38人であった。

7. 肝炎治療特別促進事業の認定状況について

平成20年4月から平成30年8月現在の新規受給者は、B型肝炎は1,363件、C型肝炎は2,085件であった。平成28年度、29年度の認定者は減少傾向である。

8. 肝炎医療コーディネーター養成研修について

「鳥取県肝炎医療コーディネーターの養成及び活動に関する要綱」の制定及び本年9月8日(米子)、9月9日(鳥取)で研修会を開催することが報告された。

9. 肝炎医療ナビゲーションシステムについて

肝炎情報センターにおいて、本年7月9日から、肝炎ウイルス検査委託医療機関や肝疾患の専門医療機関も含めた、肝炎医療に係る総合的な案内が行える「肝炎ナビゲーションシステム」の運用開始について報告された。

協議事項

1. 鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関登録実施要綱の一部改正について

登録基準のうち、腹部エコーの臨床例に係る基準について、提出された案を胃がんの事例を参考に一部修正のうえ、改正することとなった。

【提出した改正案】

- (1) 臨床例が年間200例以上
 - (2) 最近5年間で500件以上の検査の実績があること。
 - (3) 検者が、超音波医学会認定超音波専門医(腹部または総合)又は超音波医学会認定超音波検査士(腹部)であること。
- ⇒(1)～(3)を満たさない場合に、(4)として、部会等の長及び地区医師会の代表の委員が十分な実績があると認める旨の内容を追加する。

2. 鳥取県発見肝臓がん確定調査実施要領の一部改正について

「肝臓がん発見患者個人票」(様式第1号)について、死因が判別できるよう、「13 予後」欄中、「死因()」の部分、次の区分で記載するよう改正することとなった。

- ・「肝がん死」
- ・「肝がんを除く肝関連死」

・「他病死（ ）」

【定義】

肝がん死：肝がんが肝臓体積の1／3以上を占める。または遠隔転移、または脈管浸潤を認める場合。

肝関連死：肝疾患に関連する合併症による死亡
(例：消化管出血、肝性脳症、肝腎症候群、突発性細菌性腹膜炎など)

注意：がん死の定義に当てはまる場合は直接死因が消化管出血などであっても肝がん死となる。

3. 平成30年度肝臓がん検診従事者講習会及び症例検討会について

西部地区で平成31年3月2日（土）の開催で調整することとなった。

4. その他

(1) 植木委員から、妊産婦検診でのウイルス検査の検討状況について報告された。

市町村の母子保健担当とも情報共有し、健康指導対象者と同様のフォローアップをするための紹介状のような統一様式を母子保健担当課で検討中。

(2) 的野委員から、子供へのB型肝炎のワクチン接種について、平成28年4月以降はすべての新生児を対象に定期接種されているが、それ以前に生まれた子供へのワクチン接種に対して県独自で助成ができないかとの提案があった。的野委員から提案内容について書面でいただくこととなった。